

豊川市次世代自動車購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の一環として、市内のエネルギーの効率的利用を積極的に支援するため、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車（以下「次世代自動車」という。）を購入する者に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市次世代自動車購入費補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査済自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けた、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。
- (2) 電気自動車 搭載された電池によって駆動する電動機を原動機とする4輪以上の検査済自動車で、内燃機関を併用するものを除いたものをいう。
- (3) プラグインハイブリッド自動車 外部電源からの充電を可能としたハイブリッド自動車（エネルギー回生機能を有する4輪以上の検査済自動車であって、自動車検査証の形式欄にハイブリッド自動車の識別番号が記載され、又はハイブリッド自動車である旨が記載されているもの）をいう。
- (4) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動する電動機を原動機とする4輪以上の検査済自動車をいう。
- (5) 初度登録 道路輸送車両法第4条の規定による自動車登録ファイルへ初めて登録を受けることをいう。軽自動車にあつては、同法第59条の規定による新規検査を受けることをいう。
- (6) 中小企業等の事業者 次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する会社若しくは個人（同項第 2 号に規定する政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。）又は同項第 2 号から第 11 号までに掲げる中小企業者
- イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合又は商工組合連合会
- ウ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 4 条に規定する農業協同組合、農業協同組合連合会又は同法第 72 条の 4 に規定する農事組合法人
- エ 水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 2 条に規定する漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会
- オ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校を設置する者
- カ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設を設置する者
- キ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業を経営する者
- ク 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院若しくは同条第 2 項に規定する診療所、同法第 1 条の 6 に規定する介護老人保健施設又は同法第 2 条に規定する助産所を設置する者（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自ら使用する目的で次世代自動車を購入した者であって、補助金の交付を受けようとする年度の 4 月 1 日以後に、当該自動車を初度登録する個人又は中小企業等の事業者であること
- (2) 個人にあつては、初度登録を受ける時点において、市内に住所を有し

ていること

- (3) 中小企業等の事業者にあつては、初度登録を受ける時点において、市内に本社、支社、支店又は営業所等を置き、かつ、当該次世代自動車の自動車検査証に記載される使用の本拠の位置が市内であること
- (4) 次世代自動車の自動車検査証に使用者として記載されていること
- (5) 市税及び国民健康保険料（延滞金を含む。以下「市税等」という。）の滞納がないこと

（補助対象車両）

第4条 補助金の交付の対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）

は、次の各号のいずれにも該当する次世代自動車とする。

- (1) 一般社団法人次世代自動車振興センターが行うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の対象として登録している電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車であること
- (2) 未使用の車両であること
- (3) リース車両ではないこと

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、補助対象車両の購入額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に100分の5を乗じて得た額とし、その1台当たりの上限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 電気自動車（軽自動車） 30,000円
- (2) 電気自動車（軽自動車以外） 60,000円
- (3) プラグインハイブリッド自動車 30,000円
- (4) 燃料電池自動車 300,000円

3 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 補助は、一の個人又は中小企業等の事業者につき、1年度の間において1台までとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次世代自動車の次項に定める購入完了日の翌日から起算して2か月を経過した日又は補助金の交付を受けようとする年度の3月31日のいずれか早い日までに、豊川市次世代自動車購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し
- (2) 車両販売店が発行した領収書の写し
- (3) 注文書又は契約書の写し
- (4) 個人にあつては住民票の写し（申請日前2か月以内に発行されたもの）
- (5) 中小企業等の事業者にあつては履歴事項全部証明書（申請日前2か月以内に発行されたもの）
- (6) 個人事業主にあつては、直近年の確定申告書の写し
- (7) 市税等において滞納がないことの証明書（申請日前2か月以内に発行されたもの）
- (8) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の購入完了日とは、次に掲げる日のうち、いずれか遅い日とする。

- (1) 初度登録日
- (2) 次世代自動車の購入に係る支払が完了した日
（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、適当であると認めるときは、豊川市次世代自動車購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の決定に条件を付することができる。

（補助金の請求及び交付）

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、豊川市次世代自動

車購入費補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに豊川市次世代自動車購入費補助金交付申請取下書（様式第4号）を市長に届け出なければならない。

（交付の決定の取消し）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。

(3) 前条の規定による交付申請の取下げの届出があったとき。

(4) この要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、豊川市次世代自動車購入費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により補助業者に通知するものとする。

（他の補助金との関係）

第11条 この補助金は、国、県その他の団体が交付する次世代自動車に係る補助金等の受給を妨げない。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。